

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成35年 4月15日

1. 事業の範囲

	取扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	-
(2)	汚泥	-
(3)	廃油	-
(4)	廃酸	-
(5)	廃アルカリ	-
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	-
(7)	紙くず	-
(8)	木くず	-
(9)	繊維くず	-
(10)	動植物性残さ	-
(11)	ゴムくず	-
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	-
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	-
(14)	鋳さい	-
(15)	がれき類	-
(16)	ばいじん	-

以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、(6)、(13)及び(15)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「-」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 8日 更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、ばいじん）

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可番号 250907392

医薬品製造の取扱い特許許可証



住所 東京都中央区本町1丁目1番1号

名称 株式会社 小林製薬

代表取締役 小林 次郎

製造の取扱い特許の範囲は、本特許の効力を受けることとなる。

本特許の効力は、本特許の効力を受けることとなる。

昭和40年5月1日開始

昭和40年10月31日開始

昭和40年10月15日開始

昭和41年10月15日開始

昭和42年10月15日開始

昭和43年10月15日開始





許可番号 3220007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 濱口善兵衛



許可の年月日 平成29年2月27日

許可の有効期限 平成34年2月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化(移動式) 以下全日

産業廃棄物の種類

汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1品目、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下全日

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設

- ・施設の種別 造粒固化施設(移動式)
- ・処理する廃棄物の種類 汚泥(無機性汚泥に限る。)
- ・設置場所 島根県内全域
- ・設置位置 島根県内産業廃棄物排出事業場(出張造粒固化)
- ・設置年月日 平成27年8月17日
- ・処理能力 160m³/時間、8時間稼働、1,200m³/日
- ・許可年月日及び許可番号 対象外

3. 許可の条件

造粒固化処理は産業廃棄物排出事業場内での出張造粒固化に限り、生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号 3250007362

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

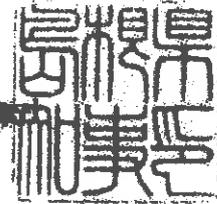
住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

名称 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日 平成28年12月26日

許可の有効期限 平成33年12月25日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油、灯油、軽油、重油又は、トリクロロエチレン、ジクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度第2.5以下のもの又は、水素イオン濃度第2.5以上のもの化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、チオベンカルブ、ベンゼン、フェニル、4-ニトロフェニル、イソキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度第12.5以上のもの又は、水素イオン濃度第12.5以上のもの化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオベンカルブ、ベンゼン、フェニル、4-ニトロフェニル、イソキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

廃石綿等
ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、チオベンカルブ、ベンゼン、フェニル、4-ニトロフェニル、イソキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

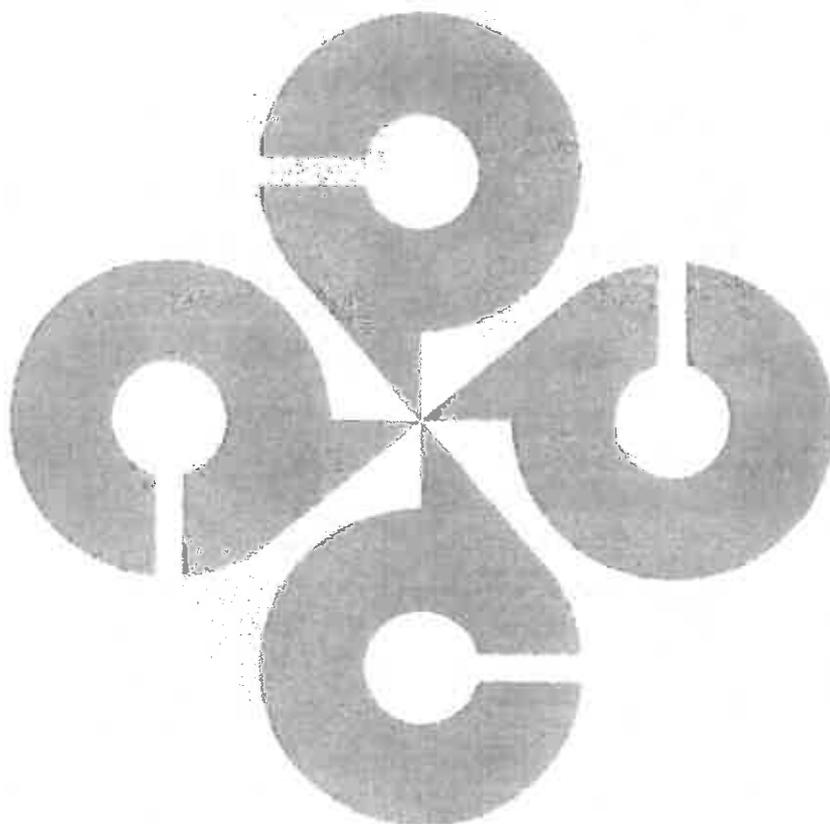
特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下余白



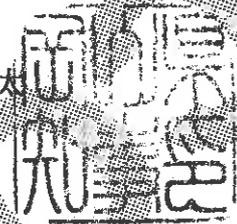
許可番号 第 03301007362 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成28年11月29日

許可の有効年月日 平成29年06月19日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類、はいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成09年06月20日 新規許可

平成24年06月26日 更新許可

平成24年07月09日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

平成28年11月29日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

【以下裏面に記載】

5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

6. 規則第10条の9第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無 有

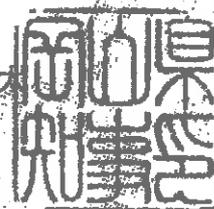
許可番号 第 03350007362 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
名称 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 平成28年06月16日

許可の有効年月日 平成33年06月15日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

【以下裏面に記載】

塵石綿等、

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

汚泥（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

灰汁（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、

ばいじん（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成28年06月 日 新規許可（決裁日）

5. 積替え許可の有無 無
岡山市 無
倉敷市 無

6. 規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第5項による許可証の提出の有無 有

許可番号 第03404007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦

許可の年月日 平成28年3月22日
許可の有効年月日 平成35年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石棉含有産業廃棄物を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月28日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦

許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日
許可の有効年月日 平成 33 年 3 月 21 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（発酵、造粒固化）

産業廃棄物の種類

【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 発酵施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 昭和 61 年 12 月 17 日設置
汚泥、動植物性残さ 50 t/日

(2) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置
汚泥 240 m³/日

(3) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m³ 汚泥（無機性汚泥に限る。）158 m³ 2.75m

(4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 460 番地 18 号）平成 27 年 6 月 29 日設置
汚泥 1200 m³/日

3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については、次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は、汚泥の排出事業所内に限る。
- (2) 造粒固化施設からの汚水は、直接公共用水域に排出しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 3 月 22 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 26 年 3 月 23 日

許可の有効年月日 平成 31 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
- ・ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
- ・ 廃石棉等
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年3月28日	更新許可
平成28年5月20日	変更許可
平成28年12月26日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第 07320007362 号

産業復興特別許可証

住所 兵庫県高砂市西町一丁目二番地

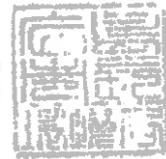
氏名 株式会社復興建設公社
代表取締役 小林 次郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



該施設の地理及び設備に関する事項は、建設省の定める基準に適合したものであることを証する。

復興

井 實



許可の年月日 平成25年 8月11日

許可の有効期限 平成22年 8月10日

1. 事業の範囲

--	--

2. 事業の用に供する全ての施設
別紙施設別図のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の経緯

年月日	更新・変更の事由	更新・変更の別
昭和41.1	変更許可	変更許可
昭和47.11.26	変更許可	更新許可(新築認定)
昭和50.8.11	更新許可	更新許可

5. 附則第30条(4)第3項の規定による更新の届出年月日

6. 備考

復興

許可番号 第07422007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南堀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社
代表取締役 小林 友樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和年



許可の年月日 平成27年9月16日

許可の有効年月日 平成32年9月15日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

・ 汚泥（無機性のものに限る、判定基準に適合しないものを除く。）

・ 灰さい

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設（移動式）

(1) 設置場所 呉市内（座標値：広島県広島市長根区五日市町石内伏屋460-10）

・ 設置年月日

・ 処理能力 1200 m³/日（8時間）

・ 許可年月日

3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づき許可若しくは届出が必要

な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼働はそれらが完了した後に行うこと、状況、

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設備と、状況、

維持管理状況及び環境保全措置方式を記載した関係書類を添えて提出すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年9月16日 新規許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第03500007362号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日 平成26年 4月13日

許可の有効年月日 平成31年 4月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石棉含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5月 7日 更新許可

平成28年10月18日 変更許可 (変更事項: 産業廃棄物の種類 (繊維くず、ばいじん) の追加)

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第03520007362号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許 可 の 年 月 日 平成 28 年 5 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（造粒固化（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（無機汚泥に限る。）

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設 保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原460番18
設置年月日：平成28年4月18日、処理能力：1,200 m^3 /日（8時間）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第03550007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 26 年 3 月 23 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 31 年 3 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年5月7日 更新許可

平成28年5月30日 変更許可 (変更事項: 特別管理産業廃棄物の種類の追加 (裏面のとおり))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物又は、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ又は、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃ﾌﾙｶﾘ (水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物又は、セリウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ又は、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石棉等
以上8種類

特別管理産業廃棄物の種類の追加

- 燃え殻 (ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類)
- 汚泥 (ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類)
- 廃油 (ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ)
- 廃酸 (有機燐化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類)
- 廃ﾌﾙｶﾘ (ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、有機燐化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾃﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾃﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾚﾝ、ﾁｸﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾁｵﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾊﾞﾝｾﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｱ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類)

許可番号 3807007862

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社東筑建設公社
代表取締役 小林 友剛
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項の許可を受けた者である
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 隆



許可の年月日 平成27年 9月30日
許可の有効年月日 平成34年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃紙、廃膜、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」、ばいじん
(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、高石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成12年 8月 8日 (当初許可)
- 平成16年11月18日 (代表者変更(旧:平原 道康))
- 平成17年 8月 8日 (更新許可)
- 平成22年 8月 8日 (更新許可)
- 平成27年 9月30日 (変更許可)

(裏面に続く)

(基 面)

(燃え殻、塵埃、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉄さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、麻プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加)

平成27年 9月30日(優良認定)

平成27年 9月30日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可番号 08900007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

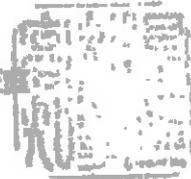
住所 広島県広島市西区南園六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

産業物の処理及び輸送に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 尾崎 正徳



許可の年月日 平成25年4月10日

許可の有効年月日 平成30年2月11日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための昇降装置及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年2月12日 新規許可

平成15年2月12日 更新許可

平成20年2月12日 更新許可

平成25年2月12日 更新許可

平成25年4月10日 変更許可(燃え殻、汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじんを追加)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏 面)

(燃え殻、廃油、廃アルカリ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、鉄屑くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず〔工作物の新築、修繕又は除去に伴って生じたものを除く。〕及び陶磁器くず」、紙さい、がれき類、ばいじん〔上記廃棄物類のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等残骸物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。〕 以上14種類の通知)

平成27年 9月30日 (優良 認定)

平成27年 9月30日 (更新 許可)

5. 松山市の区域における廃棄物処理の有無 有・●

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・●

産業廃棄物収集運搬業許可証

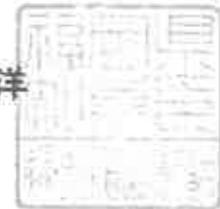
住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 26 年 12 月 22 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33 年 12 月 21 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破片物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石棉含有産業廃棄物を含む。) 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可により取扱品目 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類) の追加

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

平成29年 1月20日 変更許可により取扱品目 (繊維くず、ばいじん) の追加 以下余白

(以下裏面に記載)

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 27 年 2 月 26 日

許可の有効年月日 平成 32 年 2 月 25 日

1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

裏面のおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上表及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 1月31日 変更許可により取扱品目 (漆油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥) の
固定の変更及び取扱品目 (鉱さい、廃石綿等、ばいじん) の追加
以下余白

5. 積替え許可の有無

有 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗徳・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃さい (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石棉等

ばいじん (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上8品目 以下余白

許可番号 第04355007362号

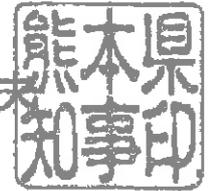
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏名 株式会社環境開発公社
代表取締役 小林 友則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成28年3月2日

許可の有効年月日 平成34年12月27日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(1) 燃え殻 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) (2) 汚泥 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) (3) 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) (4) 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) (5) 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) (6) 廃石棉等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

(裏面に続く)

(裏面)

- (1) 平成17年12月28日付けで新規許可
 (2) 平成23年2月28日付けで更新許可
 (3) 平成28年3月2日付けで更新許可、優良基準適合認定及び変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	燃え殻	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	/
鉛又はその化合物	○	○	○	○
有機燐化合物	/	○	/	/
六価クロム化合物	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○
シアン化合物	/	○	/	○
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/
トリクロロエチレン	/	/	/	/
テトラクロロエチレン	/	/	/	/
ジクロロメタン	/	/	/	/
四塩化炭素	/	/	/	/
1, 2 - ジクロロエタン	/	/	/	/
1, 1 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 3 - ジクロロプロペン	/	/	/	/
チウラム	/	/	/	/
シマジン	/	/	/	/
チオベンカルブ	/	/	/	/
ベンゼン	/	/	/	/
セレン又はその化合物	/	/	/	/
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。



産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社 代表取締役 小林 友則

（注）にあっては、名称（代表者）のみ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

那覇市長 城 間 幹



許可の年月日 平成29年 2月24日

許可の有効年月日 平成34年 2月23日

1. 事業の範囲

中間処理

（造粒固化）：汚泥（無機性汚泥に限る。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設（BZ210-1）

設置場所：移動式（那覇市内の排出事業場内に限る）

駐機場所：広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原460番地18号

処理能力：1,200 m³/日（8時間） 150 m³/時間

設置年月日：平成29年 2月24日

3. 許可の条件

当該施設に起因した環境に関する苦情などの申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を速やかに講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 2月24日 新規許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無